

2025（令和7）年度 どんぐり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者への説明内容は下記のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人西成若草会
所 在 地	大阪市西成区千本南2-9-12
電 話 番 号	06-6659-0091
代表者氏名	理事長 小澤 力

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	どんぐり保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西成区千本南2-9-12
連 絡 先	電話番号 06-6659-0091 FAX 06-6659-0091
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www10.plala.or.jp/dongri/
管 理 者	園長 田中 順子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 13人 2歳児 13人 3歳児 13人 4歳児 13人 5歳児 13人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 35人 満1歳以上満3歳未満の児童 25人 満1歳未満の児童 10人
開 設 年 月 日	2002年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051004994

3 施設の目的・運営方針

どんぐり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

施設	構造	延べ面積
本園	鉄筋造り 3 階建て	3 0 1 . 3 1 m ²
分園	鉄筋造り 2 階建て	8 0 , 0 7 m ²

(2) 主な設備(本園／分園)

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	本園 2 F 調乳設備・机・いす
保育室	3 室	手洗い 3 カ所 こども用トイレ 沐浴設備
調理室	1 室	本園 1 F
給食室	1 室	本園 1 F
保育室	2 室	分園 1 ・ 2 F
屋上	2	本園・分園

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 2 9 年 3 月 3 1 日厚労省告知第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) こども像

- ・ 基本的な生活習慣を身に着け心身ともに健康なこども
- ・ 友達と共に生活や遊びを通じて成長していくこども
- ・ 意欲をもってあそび・豊かな感情と表現力をもつこども
- ・ 食べることは生きること豊かな心をはぐくみ元気に育つこども

(3) 送迎

送迎時、車に注意して門の開閉は大人が行い、こどもさんと一緒に行動して下さい。
自転車は譲り合って駐輪して下さい。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	職員	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	
事務	事務一般			
主任	園長の補助	1	1	副主任(2 人)
保育士	乳幼児の保育の実施		17	
看護師	園児・職員の健康管理・安全管理	1	1	
調理員	給食・おやつ作成	3	3	
保育補助	0 歳児補助・お散歩／朝・夕補助		4	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30

日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（8：30～18：00）
事務	勤務時間帯（8：30～16：00）
主任	勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士副主任	勤務時間帯（7：00～19：00 交代勤務）
看護師	勤務時間帯（9：30～15：30 月・金）
栄養士・調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

行事等でアンケートにより家庭保育協力をお願いすることがあります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時から18時**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**18時から19時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、「延長保育事業利用申請書」を提出いただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時から16時**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**7時から8時半**まで又は**16時から18時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、「延長保育事業利用申請書」を提出いただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応・宗教食状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

遠足行事は、弁当日・お盆期間中で土曜日はお弁当協力日とする

	午前間食	昼食	午後間食		備考
0歳児	9時15分頃	10時30分頃	15時頃		果物 牛乳
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃		果物 牛乳
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃		果物 牛乳
3歳児		11時30分頃	15時頃		果物 牛乳
4歳児		11時30分頃	15時頃		果物 牛乳
5歳児		11時30分頃	15時頃		果物 牛乳

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医師の指導により実施）

保護者と懇談実施。食物アレルギー対応マニュアル有

*食物アレルギー等体質に合わない食材があれば必ずご連絡下さい

(4) 宗教食対応状況

除去食及び代替食に対応

*アレルギー対応・宗教食対応が困難な状況時は、お弁当対応もあります。

誤食には、マニュアルに沿っておこらないように努めますが、誤食が起こった場合は、保護者の方に説明をします。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもたちと共に育ち合うことを基本的な考え方として保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき保護者の意向を把握し、保育状況を把握し、必要に応じて福祉施設・行政機関との連携を図る。

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	西成民主診療所
医院長名又は医師名	大里 光伸
所在地	大阪市西成区松 2-1-7
電話番号	06-6659-1010

(2) 歯科

医療機関の名称	ひらお歯科医院
医院長名又は医師名	平尾 清司
所在地	大阪市港区夕風 2-10-24
電話番号	06-6599-0525

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います（緊急時マニュアルを参照）

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 ・ご利用時間 8:30~17:00 ・電話番号 06-6659-0091 - F A X 06-6659-0091
第三者委員	大阪私立保育連盟・ 電話番号 06-6761-1171

	西成若草会	役職・肩書等	会長	近藤 遼
		役職・肩書等	監事	池下彰信

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	障害保険・スポーツ保険(保護者負担 250 円)
保険の内容	園内での怪我事故 通院 1 日 2,000 円
保険金額	園負担・保護者負担あり

20 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 度
0 歳児	10 人	7 人	8 人
1 歳児	12 人	11 人	11 人
2 歳児	12 人	12 人	12 人
3 歳児	12 人	12 人	11 人
4 歳児	9 人	9 人	12 人
5 歳児	12 人	13 人	9 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和 4 年度受審	3 月公表済み
自己評価の実施状況	毎年度実施	9 月・年度末

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨 なし

23 当園におけるその他の事項

- ：携帯電話の使用—送迎時・保育参観等保育園内は控えて下さい
- ：喫煙—当園の行事の際及び敷地内は全て禁煙です。
- ：どんぐり保育園保護者会—会員は園児の保護者をもって構成され、「子どもの幸せを図るための取り組み」を目的とし保育園と共催行事の取り組みなど、会則に沿って自主活動しています

重要事項説明書の説明を受けた後に、異議の申し出がなければ、同意したものとみなします。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児給食費に係る費用	主食費（2号認定の幼児） 副食費 4500円(減免あり)	月額 1,100 円 月額 4,500 円
郊外行事に係る費用	遠足の交通費—バス・電車—実費 施設利用料—実費 4・5歳児合宿費用—実費	実費 220~5000 円 前年度参考
保育用品に係る費用	個人持ちのお道具箱・健康手帳 帽子・ペン・はさみ のり・粘土版・粘土・クレパス	実費 1000 円~5000 円 前年度参考

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担

標準時間保育認定—毎月 2,900 円(1回から5回までは1回につき500円)

短時間保育認定—1時間につき300円 2時間は600円

市民税により減免あり

3 登降園時のプリペイドカードは無償貸し出しとします。

紛失時は実費を請求します。(1枚500円)

スポーツ保険加入 250 円

※ 当園は、上記費用は所定の申し込み書・領収袋で徴収します。

領収袋に内訳・金額・領収日を明確にします。その封筒で領収証とします。

但し保護者の申し出がある場合は領収書を発行します。